訪問看護重要事項説明書

1.　当ステーションが提供するサービスについての相談窓口
　電話　059-373-7200
　平日　午前９時～午後５時

2.　訪問看護ステーションの概要
　⑴　指定居宅サービス事業所の指定番号およびサービス地域
　事業所名　訪問看護リハビリステーション　あすか
　所在地　　四日市市赤堀南町 6-7
　指定番号　2460290113
　サービスを提供する地域　四日市市、鈴鹿市、菰野町
　⑵　同事業所の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1	管理業務
看護職員	2.5 以上	訪問看護
理学療法士	１以上	訪問リハビリ
作業療法士		
言語聴覚士		

　⑶　営業日および営業時間
　営業日　日曜日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日
　営業時間　午前９時～午後５時

3.　当ステーションの事業目的
　当ステーションは、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の規定に基づく老人訪問看護事業及び訪問看護事業(以下「訪問看護事業」)という）を行うものとする。
当ステーションが行う訪問看護事業の目的は、以下の通りとする。
① 要介護、要支援状態にある者及び在宅療養者の生活の質の確保、日常生活における動作能力の維持・回復を援助していく。
② 在宅療養者の QOL を確保し、在宅療養者の病状に応じた適切な看護を提供する。
③ 利用者が住み慣れた地域社会や家庭で、より安定した療養生活が送れるよう支援していく。

4.　サービス内容

（１）病状、障がいの観察
（２）褥瘡の予防及び処置
（３）リハビリテーション
（４）療養上必要な清拭、洗髪等による清潔の保持
（５）療養上必要な食事、排泄等日常生活の世話
（６）カテーテル等の管理
（７）療養生活及び介護法の指導
（８）ターミナルケア
（９）認知症患者の看護
（１０）その他医師の指示による医療処置

5.　虐待の防止

（１）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
②虐待防止のための指針の整備。
③虐待防止に関する責任者を選定しています。
　　虐待防止に関する責任者：管理者

（２）事業所はサービス提供中にサービス提供事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町に通報します。

6.　ハラスメントの防止

　サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行ったりＳＮＳ等に掲載したりする等の行為。具体例として、叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を触ったり押さえつけたりする・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等。）

7.　サービスご利用に際してのお願い

（１）お茶やお菓子、お心付けなどは一切ご不要です。
（２）貴重品、金銭の管理は、ご利用者、ご家族で行って下さい。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けて下さい。
（３）大切なペットの安全を守るためにも、訪問中はゲージに入れる等のご協力をお願いします。

（4）見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
（5）訪問中の喫煙はご遠慮ください。

8.　訪問看護に関する苦情
（1）利用者、家族の相談・苦情担当
当ステーションの訪問看護に関する相談・苦情および計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
電話　059-373-7200
（2）その他
上記以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
＊三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係
電話　059-213-6500
＊三重県医療保健部　長寿介護課
電話　059-224-3327
＊三重県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会
電話　059-224-8111
＊四日市市役所　介護保険課
電話　059-354-8190
＊鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課
電話　059-369-3201
＊菰野町役場健康福祉課介護保険係
電話　059-391-1125

9.秘密の保持と個人情報の保護
（1）使用する目的
主治医への連絡、調整、介護支援専門員や利用者のための居宅サービス計画に位置づけられたサービス事業者との連絡、調整、災害時において、必要な場合のみに使用します。また、在宅看護実習受け入れ時において、承諾いただいた場合のみ使用します。
（2）使用するものの範囲
主治医、介護支援専門員および利用者のための居宅サービス計画に位置づけられたサービス事業者の担当者とします。また、災害時に必要な場合は関係機関、在宅看護実習受け入れ時に承諾した場合は実習生および教員とします。
（3）使用する期間
当事者と当訪問看護リハビリステーションの契約期間に限ります。
（4）条件
①個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては担当する主治医と介護支援専門員、居宅サービス計画にかかわるサービス事業者の担当者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
②個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

10.　利用料金

（１）保険適応

介護保険、医療保険

（２）利用料　　１単位＝10.42 円

〈介護保険〉	（要介護）	（要支援）
20 分未満（看護）	314 単位	303 単位
30 分未満（看護）	471 単位	451 単位
30 分以上 1 時間未満（看護）	823 単位	794 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満（看護）	1128 単位	1090 単位
20 分（20 分×1 回）（リハビリ）	294 単位	284 単位
40 分（20 分×２回）（リハビリ）	588 単位	568 単位
60 分（20 分×３回）（リハビリ）	795 単位	―

＊リハビリの減算　訪問看護費(要介護)　１回につき８単位減算

介護予防訪問看護費(要支援)　１回につき８単位減算 ※

(※12 月を超えて訪問を行う場合は更に 15 単位減算)

サービス提供体制強化加算（１回）　６単位

＊リハビリは 20 分が 1 回となるため、40 分で 12 単位、60 分で 18 単位

初回加算（1 ヶ月）　（Ⅰ） 350 単位　（Ⅱ） 300 単位

＊新規の場合

過去２ヶ月間利用がなく、新たに訪問看護計画書を作成する場合

要支援から要介護への区分変更の場合

＊（Ⅰ）病院・診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合

（Ⅱ）病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合

退院時共同指導加算（1 ヶ月）　600 単位

＊病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行った場合

＊文書以外の方法（電子メール等）での提供も可能

緊急時訪問看護加算（1 ヶ月）　600 単位

＊ひと月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝(午前６時～８時)、夜間(午後６時～10 時)帯は 25%増し、深夜(午後 10 時～午前６時)帯は 50%増しになります。

特別管理加算（1 ヶ月）

特別管理加算Ⅰ　５００単位（気管カニューレ、留置カテーテル、24 時間持続点滴等）

特別管理加算Ⅱ　２５０単位（在宅酸素、人工肛門・人工膀胱、褥瘡、週３日以上の点滴等）

ターミナルケア加算（１ヶ月）　2500 単位

＊ターミナルケアを実施し、在宅で死亡された場合

ターミナルケアを実施した後、24 時間以内に在宅以外で死亡された場合

保険料の滞納等により、法定代理受理ができなくなった場合、いったん介護保険適応外として料金をいただき、当ステーションよりサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、関係市町村に提出し、保険料を納付しますと、差額の払い戻しを受けることができます。 ・詳しくは、厚生労働省ホームページ（保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係るＱ＆Ａについて）を参照して下さい。 https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/faxinfo/tp0806-1.html
＜医療保険＞ 利用者の保険の種類により訪問看護療養費の 1～3 割 ※　詳細は別紙 1

（3）交通費

通常地域を越えた地点から 10 キロメートル以内は 250 円、それ以上は 300 円

（4）その他

日常生活上必要な物品、衛生材料等は実費相当額

死後の処置料（ご希望の方のみ）

月～土（９時～１７時）　10,000 円

上記以外の時間　15,000 円

指定訪問看護ステーションのサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所名　訪問看護リハビリステーション　あすか

住　　所　四日市市赤堀南町 6-7

説明者　　印

私は本書面により、事業所から訪問看護サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名　　印

代理人

住所

氏名　　印

別紙　1

訪問看護管理療養費　　初日　　7670 円／回
　　２日目以降　　3000 円／回
訪問看護基本療養費　　5550 円／回（週３日目まで。週４日目以降は 6550 円）
　＊訪問看護基本療養費　　乳幼児加算（6 歳未満）　　1300 円／日
　　1800 円／日 ※
※厚生労働大臣が定める者に該当する場合

上記より訪問１回あたりの金額（自己負担１～３割の金額）＊乳幼児加算は除く

初日　　7670＋5550＝13220 円
→1 割　1322 円　　２割　2644 円　　３割　3966 円
２日目以降　　3000＋5550＝8550 円
→1 割　855 円　　２割　1710 円　　３割　2565 円

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）　780 円／月
→1 割　78 円　　２割　156 円　　３割　234 円

訪問看護医療ＤＸ情報活用加算　　50 円／月
→1 割　５円　　２割　10 円　　３割　15 円

24 時間対応体制加算　6800 円／月
→1 割　680 円　２割　1360 円　３割　2040 円

緊急訪問看護加算　　2650 円×緊急訪問日数（月 15 日目以降は 2000 円×緊急訪問日数）
→1 割　265 円　　２割　530 円　　３割　795 円

夜間・早朝訪問看護加算　　2100 円（1 回/日）（6 時～8 時、18 時～22 時）
→1 割　210 円　　２割　420 円　　３割　630 円

深夜訪問看護加算　　4200 円（1 回/日）（22 時～6 時）
→1 割　420 円　　２割　840 円　　３割　1260 円

その他（算定条件に該当する方。記載は 10 割の金額）

特別管理加算　（Ⅰ）5000 円／月（気管カニューレ、留置カテーテル、24 時間持続点滴等）
　　（Ⅱ）2500 円／月（在宅酸素、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡、週３日以上の点滴等）

複数名訪問看護加算（1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して 2 名で訪問看護を行った場合）
　　4500 円（1 回／週）　　3000 円（2 回目以降／週）

退院時共同指導加算（病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行った場合）　　8000 円／月

退院支援指導加算　6000 円／月（病院から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合）
　　8400 円／月（90 分を超えた場合、又は複数回の指導の合計時間が 90 分を超えた場合）

訪問看護ターミナルケア療養費（ターミナルケアを実施したうえで、算定条件を満たした場合）
　　25000 円／月

長時間訪問看護加算（条件に該当する利用者で、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した場合）
　　5200 円（1 回／週）

訪問看護情報提供療養費（必要時、求めに応じて提供）
1（市町村）1500 円／月　　2（学校）1500 円／月　　3（病院）1500 円／月